

地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する重点要望

第二期地方分権改革により、真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．都市自治体が地域における包括的な行政主体として、自立性の高い行財政運営を行うことができるよう、補完性の原理に基づき、国と地方の役割分担を明確化し、一定の分野ごとにまとまった事務・権限を移譲するとともに、これに伴う税財源を移譲すること。

また、国による関与、義務付け・枠付けを廃止・縮小するとともに、国の地方支分部局を整理し、国と地方の二重行政を解消すること。

2．地方分権改革推進委員会は、地方と十分意見交換を行い、調査審議を進めること。

また、政府は、「国と地方の協議の場」を早期に再開すること。なお、地方分権改革推進計画の作成にあたっては、地方の代表者と十分協議すること。

3．地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、地方支分部局の廃止等、遅れている自身の行財政改革を断行すること。

4．地方に関わる事項について、政府と地方の代表者等が協議するため、「(仮)地方行財政会議」を法律により設置し、地方の意見を政府の政策立案と執行に反映すること。

5．現行の法定受託事務について、地方分権改革の視点から再検討し、自治事務への転換を図るなどの見直しを行うこと。また、法定受託事務は新設しないこと。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくりに関する 重点要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地震等の災害復興支援について

- (1) 中越大地震と能登半島地震の復興支援において、所得税等、税制上の優遇措置の拡充を講じること。
- (2) 被災者の生活再建支援制度については、住宅本体や宅地復旧への支援、解体の支給要件及び所得要件の緩和、支援金支給に関する年収・年齢要件の緩和、支給限度額の引上げ等、制度の拡充を図ること。
- (3) 被災住宅の再建支援制度の充実を図るため、国による災害共済制度について検討すること。

2. 防災・災害対策等の充実強化について

- (1) 東南海・南海地震及び東海地震など大規模地震について
 - 河川改修事業に対する財政措置の拡充を図るとともに、津波対策の強化を図ること。
 - 住宅家屋の耐震診断や耐震改修を推進するため、所得税の減免など税制上の優遇措置を講じること
 - 消防の庁舎など防災拠点施設の建替えに対し必要な財政措置を講じること。
- (2) 富士山火山広域防災対策について、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。
 - また、有効な避難路としての高速道路活用の防災体制を整備すること。
- (3) 全国瞬時警報システム（J - ALERT）を利用し、すべての住民に緊急情報を伝達する体制を整えるため、防災無線のデジタル化について財政措置の充実強化を図ること。

3. 消防・救急業務体制の充実強化について

- (1) 防災無線のデジタル化について財政措置の充実強化を図ること。

- (2) 消防団員の確保を図るため、消防活動に対する協力企業への税制上の優遇措置を講じること。また、資機材の整備など、自主防災組織の育成に対する財政措置を講じること。
- (3) 救急救命士の気管内チューブによる処置のための病院実習について、円滑な実施を図るための措置を講じるとともに、受入れ側の医療機関等への財政措置を講じること。
- (4) 高速自動車道の消防・救急業務に対する支弁金制度について、地域の実情に応じた見直しを行うこと。

4 . 我が国の治安を速やかに回復し、安全で安心なまちづくりを一層推進するため、銃器の摘発体制の強化、海外からの流入の阻止、密輸密売防止のための国際協力を推進するとともに、暴力団に対する取締りの強化を図ること。

また、「毒物及び劇物取締法」等の関係法令の強化により、少年のシンナー等薬物乱用の取締りを強化するとともに、暴力団による密売等違法な販売に関する取締りを強化するなど、総合的な治安対策の強化を図ること。

以上要望する。

都市税財政の充実確保に関する重点要望

真の地方分権のための都市税財政改革を実現するため、国は、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．地方分権をより一層推進するためには、地方が担う事務とその責任に見合う税源配分となるよう、税源移譲により、地方税源の更なる充実を図ることが必要である。

そのためには、当面、国税対地方税の税源配分 5 対 5 を実現させること。その際には、偏在性の少ない地方消費税などの充実により、安定的な税体系を構築するとともに、地方間の税収偏在の是正にも配慮すること。

- 2．平成 20 年度の地方交付税については、都市自治体の安定的な財政運営に必要な所要額を確保するとともに、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率の引上げで対応すること。

なお、地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため「地方共有税」への組み替えを検討すること。

- 3．国から地方への税源移譲に対応する国の財源については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、国が責任をもって負担すべき分野を除き、「地方改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止することなど、国の責任によって実施すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。

また、国に権限と財源を存続させている複数の補助金の統合や交付金化、国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など地方への一方的な負担転嫁は、断じて行わないこと。

以上要望する。

介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- 2．低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- 3．地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、介護報酬等も含め実態に即した見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- 4．被保険者及び受給者の範囲の検討にあたっては、国民の理解が得られるよう目的を明確にした上で、更に議論を重ねること。

以上要望する。

国民健康保険制度等に関する重点要望

国民健康保険制度等の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を図ること。
- 2．市町村国保に義務付けられる健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。
- 3．後期高齢者医療制度が円滑に施行されるよう、必要な情報を早急に提供するとともに、十分な財政措置等を講じること。

特に、市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築、市町村の電算システムの改修等、電算システムに係る経費に対する十分な財政措置を講じること。

以上要望する。

福祉施策等に関する重点要望

福祉施策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．医師等の確保対策について

医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、地域における充足状況を早急に調査した上で、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制を構築するとともに、医学部の定員を更に増やす等、医師の絶対数を確保するための特段の措置を講じること。

また、看護師等の養成・確保について、適切な措置を講じること。

2．少子化対策について

(1) 次世代育成支援対策施設整備交付金について、地域の実態に即した水準に改善するとともに、同交付金事業に関する制度改正等に際し、都市自治体や実施団体の意見及び利用者のニーズを十分に調査・把握した上で適切に対応すること。

(2) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

3．障害者施策について

(1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消する等地域の実態を踏まえ、超過負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。

また、サービス利用者の公平性を確保するため、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

(2) 障害者施策に関する制度変更については、早期に適切な情報を提供するとともに、地域の意見を踏まえ、計画的に実施すること。

4．生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。

5．国民年金について

国民に負担を与えている年金記録漏れ問題について、不安の解消を図り、信頼を取り戻すため、早急かつ適切な対応を行うこと。

6．アスベスト対策について

アスベストに起因すると考えられる健康被害を受ける全ての住民を対象に、継続的な健診体制等を確立すること。

また、公共施設や民間建築物等について、アスベスト調査、除去等に対する財政措置の拡充を図ること。

以上要望する。

家電リサイクル制度に関する重点要望

家電リサイクル制度の見直しにあたり、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」に仕組みを改めること。
- 2．液晶テレビ、プラズマテレビ、電子レンジ等、普及が著しい家電製品を対象品目に加えること。
- 3．不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任に基づき、事業者収集、運搬、処理等を義務付けること。

以上要望する。

義務教育施策等に関する重点要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。
- 2．分権型教育の推進について
 - (1) 公立小中学校教職員の人事権を、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
 - (2) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。
- 3．地域に応じた少人数学級の推進を図るため、教職員配置の充実を図るなど、都市自治体が独自の取組に対応できるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すこと。
- 4．普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する教職員配置の充実など、特別支援教育の充実を図ること。

以上要望する。

道路の整備促進に関する重点要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．中期的な道路整備計画の策定に当たっては、地方のニーズを踏まえ地方が真に必要とする道路整備が、計画的かつ確実に整備できるよう適切に策定すること。

また、立ち遅れている地方の道路整備を促進するため、道路特定財源を十分に確保し、地方への配分割合を引き上げること。

2．幹線道路網等の整備について

(1)円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備にあたっては、地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。

(2)新直轄方式の高速道路の整備にあたっては、地域の実情等を十分に勘案し早期着手を図るとともに、実質的な地方負担が生じないように措置すること。

以上要望する。

運輸・交通施策に関する重点要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．整備新幹線の建設を促進するため、建設財源を安定的に確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、早期の着工及び事業化を推進すること。また、建設に伴う地元自治体の負担については適切な財源措置を講じること。
- 2．地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、地域の関係者が一体となって、真に地域が必要とする地域公共交通を充実するために必要な財政支援措置を講じること。
- 3．生活バス路線維持に関する補助制度の充実を図ること。
- 4．主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- 5．港湾の整備促進等について
 - (1) 多目的国際ターミナル、大深度岸壁、臨港道路の整備及び航路再生等の総合的な物流基盤施設整備を推進し、国際港湾の機能強化を図ること。
 - (2) 津波防波堤・防潮堤や海岸保全施設等の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁等の防災拠点の整備及びハザードマップ作成支援等のハード・ソフト面一体となった港湾における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

以上要望する。

下水道の整備促進に関する重点要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．下水道事業の計画的な整備を促進し、浸水対策、合流式下水道の改善等を図るために必要な財政措置を充実し、所要の予算額を確保すること。
- 2．下水道事業における市町村合併支援措置について、その期限を延長すること。

以上要望する。

農林水産業の振興に関する重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．品目横断的経営安定対策について

(1) 品目横断的経営安定対策の推進にあたっては、多様な形態の農家が取り組むことができるよう、面積要件の緩和を図ること。

また、集落営農組織等への支援強化を図ること。

(2) 対象品目については、地域の実情に応じた農作物を加えることができるよう要件の緩和を図り、農家の所得を確保すること。

(3) 担い手要件を満たさない農家については、経営が成り立つよう適切な措置を講じること。

2．WTO農業交渉及びFTA農業交渉にあたっては、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

日豪EPA交渉にあたっては、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖など我が国の重要品目である農産物について、関税撤廃の対象から除外または再協議の対象となるよう粘り強く交渉すること。

また、農林水産業の国際競争力の強化につながるよう、政府を挙げて対応すること。

3．森林整備等の推進について

(1) 森林整備保全事業計画を着実に推進すること。

(2) 私有林の整備については、森林所有者が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

(3) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図ること。

4．水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる推進を図ること。

また、漁港整備の推進のため、必要な財政措置を講じること。

以上要望する。

地域活性化に関する重点要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域経済の回復を確実なものとするため、税制の在り方を含めた総合的な経済対策を実施すること。
- 2．中小企業の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。
- 3．観光立国に向けた振興施策の強化を図るとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。

以上要望する。